

実行性のある避難確保計画の運用に向けたフォローアップ研修会（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

1 実施日時

- (1) 令和3年8月18日（水）午前10時から午前11時20分
- (2) 令和3年8月20日（金）午前10時から午前11時20分
- (3) 令和3年8月20日（金）午後1時30分から午後2時50分

2 場所

府中市中央防災センター 災害対策本部室

3 出席者

90名（77事業所） + 市職員4名（介護保険課4、保育支援課1）

出席	日時	18日（水）	20日（金）		合計	参加率
		午後	午前	午後		
出席者（事業所数）		32（29）	22（19）	36名（30）	90（ <u>77</u> ）※	62.1%
内 訳	高齢者	6（6）	3（3）	7（6）	16（ <u>14</u> ）※	44.1%
	障害者（児）	2（2）	9（7）	5（5）	16（14）	48.3%
	学校（学童含む）	8（8）	6（6）	8（7）	22（21）	87.5%
	幼稚園・保育園	14（11）	3（2）	14（10）	31（23）	74.2%
	医療機関			1（1）	1（1）	50.0%
	その他	2（2）	1（1）	1（1）	4（4）	100.0%
市職員			3	2	5	

※同じ事業所の職員が複数の日程で受講しているため合計値がずれています。

4 研修の目的

- (1) 避難確保計画の目的を理解する（利用者及び職員の命を水害から守る）
- (2) 施設の立地や利用者の特性に応じた水害リスクを把握する
- (3) 施設管理者（責任者）や職員の責務・役割を明確にする
- (4) 気象情報や避難情報の警戒レベルとその危険度を知る

5 研修内容

別添パワーポイント資料のとおり

6 質疑応答

Q 1 車椅子の方や歩行困難者への具体的配慮のある避難ルートの記載があると助かる。

A 1 避難ルート上で確認される様々な情報については、事業所自ら実地踏査を行っていただき、移動距離や歩道の幅、道路の段差、その他利用者（要配慮者）の避難にかかるリスクを把握し、また、避難誘導にかかる時間を確認することで避難確保計画の精度向上と運用の実行性を高めていただきたいと考えております。

Q 2 風水害の発生が懸念される場合は、休館の対応を行っているが、誤って登館した利用者や保護者からの連絡対応等により職員はいかなる時も必ず施設で待機する体制となっており、身の危険を感じているがどうしたらよいか。

A 2 保護者に対する休館基準の周知徹底やメール配信等による通知の仕組みの構築を検討してください。また、避難指示（警戒レベル4）で職員は全員避難することを定める必要があると考えます。

Q 3 未就学児を安全な避難場所まで避難誘導するにあたり、大雨や暴風のなか長距離を歩かなければならならず不安なため、安全な避難方法や対策を教えて欲しい。

A 3 研修会において以下の具体例を示させていただいております。

- ① 台風や異常な大雨が予想される場合において、予め休園や園児等の引き取りに関する基準を設けておくことで、避難誘導を行う利用者の人数を少なくする。
- ② 台風や異常な大雨が予想される場合には、職員に車出勤を要請するなどして可能な限り移動手段の確保を行う。
- ③ 利用者を保護者に引き渡す際に、他の利用者を同乗させてもらうなど、保護者による避難支援や協力が得られるような仕組みを構築する。
- ④ 徒歩による避難が困難な乳児を優先的に車両で避難させる。
- ⑤ 近隣自治会や事業所等の協力が得られるよう協議を行う。

Q 4 未就学児の避難が困難なため、車両で避難を行うことは可能か。

A 4 避難が遅くなると、多くの車両が避難することで渋滞を起こすリスク等が発生するため、車両避難は早期に行うことを念頭において実施していただくことは可能です。

また、車両による避難が可能な指定緊急避難場所が指定されています。お配りした資料「自主防災ふちゅう第5号」の見開きページ（水害時避難マップ）をご確認ください。

Q 5 施設の利用者（保護者等）向けの研修会を依頼することは可能か。

A 5 職員の派遣は可能です。本市は「ふちゅうカレッジ出前講座」という事業があります。保護者会などの機会を捉えてご利用いただければ幸いです。

Q 6 今回の研修を受けて、施設内で職員による話し合いを行い、計画の変更や追記が生じた場合は計画の再提出が必要か。

A 6 計画の変更や修正、追記がある場合は、再度提出していただきますようお願いいたします。

なお、職員や保護者等の連絡網、利用者の個人情報に関する情報の更新部分につきましては、提出する必要はありません。

Q 7 他の自治体では一次避難所や広域避難場所といった表記があるが、府中市の指定避難所との違いはなにか。

A 7 災害対策基本法において避難場所・避難所の名称と定義は定められていますが、自治体の防災対策の運用の違いにより名称が若干異なる場合があります。

本市の避難場所・避難所の運用は、お配りした資料「自主防災ふちゅう第7号」の見開きページに説明がありますのでご確認ください。

Q 8 避難する時は、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を避けた方が良いか。

A 8 「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、万一にも多摩川が氾濫した場合に、氾濫流により木造住宅が倒壊することを想定しているため、避難誘導の時点で気にされる必要はありません。

避難ルートは、浸水想定区域から最短かつ安全に離脱することを優先させてください。

Q 9 定期的に研修を開いて欲しい。また、資料やマニュアル等が欲しい。

A 9 施設管理者(責任者)の異動等がありますので、引き続き研修会を実施してまいります。

Q10 必要とされる物資の確保や運搬方法について例があれば知りたい。

A10 利用者の特性により必要な物資等が異なるため、個別にご相談ください。

Q11 コロナ感染症対策と洪水のどちらを優先すればよいのか、私は洪水と考えている。

A11 感染のリスクはあるものの、今まさに自身や利用者の身に迫っている水害の危険に対して行動することが最優先となります。

7 アンケート結果

(1) 回答数 91

(2) 出席者数 95

(3) 回答率 95.8%

(4) 内容

問1 貴施設の対象とする要配慮者はどのような方ですか (n=91)

●乳児・幼児	29	●高齢者	19
●障害者	13	●児童・生徒	20
●その他	3	●複数に該当あり	7

問2 フォローアップ研修はためになりましたか (n=91)

●とてもためになった	63	●ためになった	38
●分からない	0	●ためにならなかった	0
●その他	0		

問3 このような研修会が例年あるなら受講したいですか (n=91)

●再度、受講したい	34	●他の職員にも受講させたい	65
●分からない	0	●受講したくない	0
●その他(理由)	1	法改正等で計画の見直しが必要な時には必ず行ってほしい	

問4 市職員の派遣による研修会があるなら貴施設で活用したいですか（n=91）

●是非活用したい	34	●機会があれば活用したい	49
●分からない	5	●活用は難しい	2
●その他	1		

問5 要配慮者の避難確保において貴施設で解決することが最も難しい問題は何ですか（n=91）

※複数回答が発生しています。

●職員が少ない	26	●要配慮者の誘導が困難	28
●移動手段が確保できない	25	●避難先がない	3
●避難先まで距離がある	48	●その他	10

【その他（理由）】

- ・時間帯や曜日（土曜日）により職員体制に差がある
- ・車両での移動になるが、運転者の確保や必要機材の積載スペース不足が懸念されます
- ・利用者数が多い（数百人規模）
- ・不特定多数の方を対象としている
- ・垂直避難を行うので問題はない
- ・避難経路が複雑
- ・避難先が屋外である

《その他自由記載》

- ・早めの判断が大切なことがよくわかりました。
- ・しっかりした計画を立て、それをスタッフが把握しておくことの必要性を感じた。
- ・本日の研修で改めて職員への情報発信の重要性がわかりました。
- ・具体的でわかりやすかったし、危機感を持つ重大さも感じられました。
私自身も正常化バイアスに気を付けることと、他の職員や利用者にもそれを伝えられたらと思います。
- ・今回の講習を受講しなければ、特に避難するような程ではないと思っていましたが、受けて良かったと思いました。
- ・貴重な情報が詰まった研修会でした。分かりやすく、自分自身がどこまで理解できているのか確認していくことができました。
- ・府中市の情報発信をより活用していかなければならないと感じた。
- ・避難の必要性は十分理解しているつもりだが、実際にどうすればいいのかまったくわからない。
- ・とても勉強になりました。園内で職員研修等、早めに共有したいと思います。
- ・本校は子どもたち500名以上を引率し、60分以上かけて歩いていくことになります。校舎内での垂直避難も含めて考えていきたいです。
- ・ありがとうございました。
- ・台風19号（東日本台風）が来た時、メール（情報）がなかなかつながらなかったことを思い出しました。率先避難者に自分になること、避難確保計画の見直しを図ること、家庭において自分の家族を避難させるために背中を押すことのできる子どもを育てること、この3つを思いました。今回の研修のタイムリーさに感謝します。